

平成19年3月23日付け付議第1号事件 ほか

準備書面(12)
(今後の進行について)

2010(平成22)年3月29日
(次回期日3月31日)

電波監理審議会主任審理官 殿

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

同 只 野 靖

同 村 上 一 也

1 平成22年3月17日付総務大臣準備書面(20)について

異議申立人らは、本年3月25日に、平成22年3月17日付総務大臣準備書面(20)を受領した。

総務大臣が準備書面(20)で述べていることは、ようするに、まだ日本提案のタイプ2は、CISPRとしての最終意見で否定されたわけではないということであろう。

しかし、すでに異議申立人ら準備書面(11)において述べたとおり、各国のCISPR国内委員会からのコメントでは、日本提案のタイプ2(タイプ2が日本提案の技術基準とほぼ同様であることは総務大臣準備書面(20)6頁)を支持する国は、日本以外にはなかった。日本提案のタイプ2については、むしろ、その提案内容の不備が多々指摘されている。これらタイプ2についての各国のCISPR国内委員会からのコメントをみれば、タイプ2が採用される可能性は皆無である。

その他、総務大臣の準備書面(20)に関しては、必要に応じて、次回までに認否および反論をする。

なお、上記書面は3月17日付となっていることからすると、総務大臣は同日電波監理審議会主任審理官に提出したものと思われるが、そうであれば、なぜ速やかに異議申立人らに送付されなかったのか、釈然としない。

この点を含めて、本件での審理手続(事務手続)には問題が多数あるので、下記3において改善を求めたい点をまとめた。

2 今後の進行について

- (1) 総務大臣は、日本提案のタイプ 2 がなぜ支持されていないのか、その検討結果を説明すべきである

総務大臣は、CISPR SC-1 での審議状況について、異議申立人らから指摘されるまで沈黙していた。このこと自体、本件審理に求められる信義則に反しているというべきである。その点はいったん措くとしても、総務大臣は、日本提案のタイプ 2 はまだ最終的に否定されたわけではないというが、しかし、各国から全く支持を受けていないのは事実であり、異常事態というべきである。総務大臣は、日本提案のタイプ 2 がなぜ支持されていないのか、その検討結果を説明すべきである。

- (2) なお、異議申立人らは、本件のこれまでの審理状況をふまえて、さらに専門家の意見書を準備することを検討している。

3 本件での審理手続（事務手続）についての要望

- (1) 準備書面と証拠・証拠説明書については、異議申立人らと総務大臣との間においては、原則として、直送していただきたい。
- (2) 関係者多数につき、次回審理日（次々回審理日）については、原則として、審理日において調整していただきたい（現在の電話・メールでの調整は止めていただきたい）。
- (3) 準備書面の提出期限および審理日は、それまでの主張・立証内容を踏まえて、合理的に定めていただきたい。たとえば、今回の平成 22 年 3 月 17 日付総務大臣の準備書面(20)は、異議申立人らが提出した本年 1 月 15 日付の準備書面に対する反論であり、この点に関する異議申立人らの主張は、総務大臣の準備書面(20)に対応させる必要があるところ、双方に対して審理日の 2 週間前までに準備書面の提出を求める方法では、このような主張に対応させることはできない（準備書面を直送していない現在の方法ではなおさらである）。今回の場合でいえば、準備書面の提出に関しては、たとえば、総務大臣に対しては 2 月末まで、異議申立人らに対しては 3 月 25 日までとするなど、審理を能率的に進めていただきたい。